「VRご近所キッチン」加盟契約書(VER1.2)

株式会社Globridge(以下「GB」という)と巻末記載のパートナー企業(以下「PA」という)は、「VRご近所キッチン」に関して、次のとおり契約(以下「本件契約」という)を締結します。

第1条(定義)

「VRご近所キッチン」とは、株式会社VRtech(以下「本部」という)が開発したVR(Virtual Restaurant)販売システムであり、本部から当該システムの販売及び運用をGBが独占的に受託し、PAが運営する飲食店(詳細は、別紙記載。以下「対象施設」という)にて、GBが指定する業態の商品(詳細は、別紙記載。以下「本件委託商品」という)の製造をPAに委託し、PAがこれを受託するスキーム(以下「本件スキーム」という)のことを指します。

第2条(登録料)

PAは、本件スキームの登録に関する初期登録手数料として、本契約締結時に対象施設1箇所ごとに¥50,000-(税別)をGBの指定する金融機関口座に振込手数料をPAの負担として支払うものします。なお、この費用は如何なる理由であっても、PAに返還されないものとします。

第3条(個別契約)

- 1. GB及びPAは、本件契約に基づいて本件委託商品の製造に関する個別契約を締結します。
- 2. 個別契約は、対象施設において、本部もしくはGBが別途独自に提携する宅配サイト "UberEats" 及びその他のデリバリーサイト(以下総じて「受注サイト」という)との契約 に基づき、受注サイトの顧客よりPAに対して本件承認の発注がなされ、PAがこれを受注した場合に成立します。
- 3. PAは、納入期日までに本件委託商品の製造を実施し、当該本件委託商品を受注サイトの配達者(以下「本件配達者」という)に受け渡しし、本件配達者が納入場所に納品しなければならないものとします。

第4条(製造商品の仕様)

GBはPAに対し、本件委託商品に関する仕様書(以下「本件仕様書」という)を提供し、PAはこれに基づいて製造を実施するものとします。

第5条(類似品製造について)

- 1. PAは、対象施設において、事前の本部及びGBの承諾がある場合のみ、本件委託商品の類似品の自店舗販売ができるものとします。
- 2. 前項の販売について、本部もしくはGBから違反であるとの指摘を受け、改善を指摘された場合、PAは速やかに改善に応じるものとします。

第6条 (原材料等)

- 1. PAは、本件委託商品の製造に必要な原材料のうちGBが指定する材料(以下「指定商材」 という)について、GBもしくはGBの指定する業者より仕入れるものとします。但し、G Bの事前の承認により、PAはPAの指定する業者より仕入れできるものとする。
- 2. GBは、本件委託商品の製造に際し、前項の指定商材以外の原材料については、PAが独自 に仕入れることを予め承諾します。
- 3. PAは、指定商材について善良な管理者の注意義務をもって管理し、GBの承諾なく、本件 委託商品の製造以外の目的のために使用してはならず、第三者に譲渡または担保提供などの 処分をしてはならないものとします。

第7条(遵守事項及び解除基準)

- 1. PAは、本件契約及び個別契約を遂行するにあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - ① 受注サイトにて定められた各種許認可を取得し、関係各省庁に届け出ること。
 - ② 別途GBが提示する受託前基準を満たしていること。具体的には、キッチンスペック及 び衛生基準。
 - ③ GB指定の月次衛生検査を乙にて実施し、その検査結果をGBの指定する期日までに提出すること。また3か月に一度、GBによる衛生検査を乙の費用負担で受検すること。なお、検査費用(¥15,000-(税別)/回)及び交通費宿泊費の実費は、PAが負担するものとする。
 - ④ 売上増加の目的で、受注サイトの追加を本部もしくはGBが推進する場合、速やかに対象施設への導入を行うこと。受注サイトの追加について、導入を速やかに行うこと。
 - ⑤ 本件契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、屋号、マニュアル、商標など本部もしくはGBの知的財産権を無断で利用、本部もしくはGBの製造方法、及びノウハウ等を用いての模倣品の製造を行なわないこと。
 - ⑥ 本契約の各条項及び別途本部またはGBと締結した各種誓約書に記載された内容。
 - ⑦ その他 巻末別紙にて、個別に定める事項。
- 2. 本部及びGBは、前項の各基準をPAが満たしていないと判断のうえ、PAの改善が見られない場合、本件契約を即時に解除することができるものとします。

第8条 (報酬及び支払方法)

1. GBは、以下の計算式に基づいて算出される金員を委託料として消費税を合算し、PAに支払うものとします。なお複数のサイトでの発注の場合、受注サイトごとに委託料を計算することとします。

計算式:受注サイトにおける当月のGBの売上高(税別)×45%

※但し、受注サイトの手数料率によって上記利率も変更される場合があります。

- 2. GBは、前項の委託料を毎月末日に締め、翌月25日までにPAの指定する銀行口座に振込により支払うものとします。また、指定金融機関が休業の場合は、前営業日とする。なお、振込に係る手数料はGBの負担とします。
- 3. GBは、本契約第5条記載の指定商品の売買が発生した場合、前2項の委託料と相殺できる ものとします。

第9条(権利侵害)

- 1. GB及びPAは、本件委託商品製造業務の実施にあたり、第三者の権利を侵害しないように 留意するとともに、本件委託商品製造業務についても、第三者の如何なる権利(製法特許等 の知的財産権、及びこれに限られないものとする。)も侵害していないことを各々相手方に 保証する。
- 2. 前項の定めに拘らず、本件委託商品製造業務について、第三者からPAに対して何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合において、PAから処理の要請がなされたときは、双方にて誠実に対応を協議するものとします。

第10条(秘密保持)

- 1. PAは、GBから事前に承諾を得た場合を除き、本件契約による取引により知り得た本部及びGBの営業上、技術上の秘密情報を第三者に漏洩または開示し、本件契約または個別契約の履行以外の目的で使用または第三者に使用させてはならないものとします。
- 2. PAが前項の規定を遵守せず本部またはGBが損害を被った場合、PAは当該損害について、本部またはGBに対して賠償の責を負うものとします。

第11条 (再委託の禁止)

1. PAは、GBの事前の承諾を得た場合を除き、本件契約の全部または一部を第三者に再委託 することができないものとします。 2. PAは、前項の規定により、第三者に再委託する場合、本件契約に規定するPAの義務を免れず、かつ第三者に対しても本契約上の義務を遵守させる義務を負うものとします。

第12条 (競業避止)

- 1. PAは、GBの事前の承諾を得た場合を除き、本件委託商品と類似する商品を取り扱う宅配事業に取り組んではならないものとします。また、契約時に取り組んでいる場合、GBに事前に報告するものとします。
- 2. PAは、前項に違反したとGBが判断した場合、違約金として、¥500,000-をGBに支払う ものとします。また、本条は、本契約の終了事由の如何に問わず、本契約終了後1年間は有 効とします。

第13条 (契約の解除)

GB及びPAは、相手方が次の各号のひとつに該当した場合、何らの通知催告を要することなく、直ちに本件契約を解除でき、損害賠償の請求をすることもできるものとします。

- ① 本契約に違反し、違反状態が解消されないとき。
- ② 手形もしくは小切手、または裏書した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。
- ③ 第三者から差押、仮差押、仮処分などの強制執行もしくは競売申立てを受けたとき。
- ④ 破産手続開始、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てし、またはこれらの申立てがなされたとき。
- ⑤ 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき。
- ⑥ 監督官庁から営業取消、営業停止などの処分を受けたとき。
- ⑦ 経営主体の異動または資本構成に大幅な変更が生じ、本契約の継続が困難となったとG Bが判断した場合
- ⑧ PAが本契約に基づく報告事項について、虚偽の報告を行った場合。
- ⑨ PAもしくは対象施設の営業、その他対象施設の経営に暴力団 (GB背員及び準構成員 個人を含む)を関与させ (資本による参加及び役員としての参加を含む)、またはこれらの者の対象店舗への出入りを許容した場合。
- ⑩ その他PAが本件契約または、本契約に付随関連する契約の一にでも違反し、GBが10 日間の催告期間をもって是正を求めたにもかかわらず、その是正がなされない場合。

第14条(不可抗力)

- 1. 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、法令・規則の改正、公権力による 命令処分などの政府行為、輸送機関の事故その他の不可抗力により、本契約の全部または一 部の履行の遅延または履行不能が生じた場合には、GB及びPAともにその責に任じないも のとする。
- 2. 前項に定める事由が生じた場合には、直ちに相手方に対しその旨の通知をし、以後の対応について協議するものとします。

第15条(契約期間)

- 1. 本件契約の期間は、本件契約締結日より1か月とする。
- 2. 本件契約は、毎月同一の内容で更新されるものとします。内容の変更がある場合、GB及び PA協議の上、書面にて取り交わし更新出来るものとします。
- 3. GB及びPAは、相手方に2カ月前までに書面もしくは電磁的方法(電子メールを含む)などで告知することにより、本契約を解約できるものとします。

第16条(反社会的勢力の排除)

- 1. GB及びPAは、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明 し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団,暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そ

の他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)

- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 自己,自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど,不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係 を有すること。
- 2. GB及びPAは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行なわないことを確約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. GB及びPAは、相手方が前各項に違反した場合は、一切の契約関係を何らの催告なしに直 ちに解除できるものとし、また、相手方に対して、解除によって生じた損害について、本契 約の定めに従い賠償請求をすることができる。解除された当事者は、解除した当事者に対し て、当該解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものと する。

第17条(合意管轄)

GB及びPAは、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額に応じ、東京家庭裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第18条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、両者間で誠意をもって協議し、決定するものとします。

第19条 (特約事項)

本契約に際する、特約事項がある場合、別紙にてそれを定めるものとします。

契約内容に合意します。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、GB及びPAが記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

令和3年月日

GB:東京都港区赤坂3丁目11-3 赤坂中川ビル2F 株式会社Globridge 代表取締役 大塚 誠

PA (加盟企業):

【別紙】

1. 対象施設: 施設

2. 本件委託商品:

別紙以上